

議案第10号

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年3月1日提出

加西市長 中川暢三

## 加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例（昭和 42 年加西市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項に「第 9 期 翌年 3 月 1 日から同月 31 日まで」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の加西市国民健康保険税条例の規定は、平成 23 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 22 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(審議資料)

被保険者の納期ごとの負担感を軽減することを目的として納期回数を増やすために所要の改正を行うもの。

【改正要旨】

平成12年度以降、国民健康保険税にあっては納期を8回（7月から翌年2月までの毎月納付）としていたが、一回あたりの納付額の軽減を図るため、納期回数を9回（7月から翌年3月までの毎月納付）に増やす。